

平成 28 年度 活動実績

平成 28 年度においては、会員企業の財務活動を取り巻く諸状況を踏まえ、主に「社債市場の活性化・拡大に向けた活動」、「フィンテックに関する情報提供」、「貸金業規制の適用緩和に向けた取り組み」を行った。「マイナス金利政策への対応」については、昨年 9 月の日銀による金融政策の転換により、当面、マイナス金利の深掘りの可能性が後退したことから、分科会の組織を維持しつつ、個別対応、情報収集等を行った。それぞれの活動内容の詳細は、以下のとおり。

1. 社債市場の活性化・拡大に向けた活動

現行の社債発行制度に関する問題点の整理及び日本証券業協会、証券保管振替機構との意見交換の実施並びに社債市場の活性化に関する懇談会ワーキング・グループでの活動

日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」が設置した「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」および「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」に、当協議会からも発行体側からの提言のため、会員企業にご参加頂いており、これらワーキング・グループでの討議を経て、社債インフラの整備が進められてきた。

平成 29 年 2 月の法務省法制審議会において、会社法制見直しに係る法務相諮問の一部に社債管理の在り方に関する見直しが盛り込まれた（詳しくは、法制審議会会社法制部会第 1 回会議（平成 29 年 4 月 26 日開催）時の資料「企業統治等に関する規律の見直しとして検討すべき事項」（<http://www.moj.go.jp/content/001224551.pdf>、法務省民事局による全体説明）をご覧下さい。）ことを受けて、社債制度に関する課題を整理の上、日本証券業協会及び証券保管振替機構と意見交換を行った。

主なテーマは、「社債の取引単位の引下げ」、「社債権者情報開示のインフラ整備」、「証券保管振替機構の情報伝達インフラの対象範囲の拡大」、「外貨建社債のDVP決済インフラの整備」及び「EDINETインフラの整備」等であった。このうち「社債の取引単位の引下げ」は、分散投資を行うファンド等の投資し易さに繋がり、多様な投資家層が社債市場に参加することで、社債市場の活性化が期待できる。また、会社法の改正を要する点であるため、足下の法制審部会での議論を踏まえつつ、特に要請を行ったところである。

2. フィンテックに関する情報提供

フィンテックの進展による事業会社での資金の調達・決済・管理方法の中長期的変化を見据え、有識者によるフィンテック・セミナーを開催

昨今のフィンテックの進展は目覚ましく、先行きは不透明なものの、中長期的には大企業の資金調達、資金決済及び資金管理の方法に大きな変化をもたらす可能性がある。しかしながら、現在、フィンテック分野は、フィンテック・ベンチャーや金融機関を中心として専ら議論が進められており、提供サービスについても個人や中小企業向けサービスに焦点が当てられている。急速に技術革新が進む中、フィンテック分野の現状及び見通しについて理解を深め、将来的には金融サービスの大口ユーザーの立場から提言等を行うことも視野に入れ、その一歩としてフィンテック・セミナーを開催した。

平成 28 年 12 月には、経済産業省経済産業政策局産業資金課の村瀬課長補佐をお招きし、「Fintech の課題と今後の方向性について」と題して、経済産業省の取り組みを中心にご講演を頂いた。経済産業省では、経済産業政策局産業資金課を事務局として、平成 27 年 10 月～平成 28 年 4 月まで「産業・金融・IT 融合に関する研究会 (FinTech 研究会)」を計 11 回開催し、さらに平成 28 年 7 月～平成 29 年 3 月まで「FinTech の課題と今後の方向性に関する検討会合 (FinTech 検討会合)」を計 6 回開催 (当セミナー時は 5 回まで終了) しており、その中での主要な議論についてご紹介を頂いた。また、講師・参加者双方向で活発な意見交換が行われ、フィンテックに関する政策動向について理解を深める場となった。

さらに平成 29 年 6 月には、当協議会の会員である株式会社日立製作所から長金融イノベーション推進センタ長をお招きし、第 2 回セミナーを開催した。当セミナーでは主に技術面から今後どのような展開が想定されるかとの点について、ご講演を頂いた。ブロックチェーン技術の進展が事業会社の財務業務にもたらす影響が中心テーマであったが、その他にもオープン API、ビッグデータ/AI、セキュリティ/認証技術等、多岐に亘る分野についてご説明を頂いた。

3. 税制・規制改正等に向けた取り組み

事業会社の貸付けに係る貸金業規制の適用緩和拡大に向けた取り組み

事業会社の貸付けに係る貸金業規制の適用除外に関して、かねてより当協議会から金融庁に対して法令改正を要望してきた事項のうち、「合弁会社株主の 100%子会社 (金融子会社) からの貸付け」および「事業再編等に伴うつなぎ融資」の 2 点について、平成 29 年 3 月に貸金業法施行令の改正が閣議決定され、同年 4 月より施行されるに至った。

しかしながら、要望事項には、いまだに実現していないものもある。例えば、「大会社または上場企業が資本関係を有する会社間での貸付けにおける全般的な適用除外」、「合

弁事業における「全ての株主の同意」を条件とした、議決権比率 20%未満の株主から合弁会社への貸付けにおける適用除外」、「資本関係のない大会社または上場企業間の貸付けにおける全般的な適用除外」、「資本関係のないベンチャー企業等に対する貸付けにおける適用除外」等である。これらの要望事項については、今回の貸金業法施行令の一部改正を機として、今一度、課題を整理・検討し、金融庁との意見交換に向けて準備を進めてきたところである。

4. マイナス金利政策への対応

日銀のマイナス金利政策による会員企業の資金調達上の課題解決に向けた活動

平成28年2月の日銀によるマイナス金利政策の導入後、基準金利（TIBOR/LIBOR等）もしくは最終的な適用金利にゼロ%の下限値（フロア）の設定を要請されるとの会員企業の声を受けて活動を行ったが、同年9月に日銀が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」へと政策転換を図ったことで、マイナス金利の深掘りの可能性が一旦後退したことから、その後は会員企業からの個別相談への対応を中心とした活動を行った。

しかしながら、マイナス金利の深掘りの可能性も依然として残ることから、機動的に活動を行えるように既存の分科会の枠組みは維持し、政策・市場動向に関する情報収集に努めた。

以 上